

建物解体工事を行うみなさまへ

建物解体工事を行う際の公共汚水柵の取扱いについて（お願い）

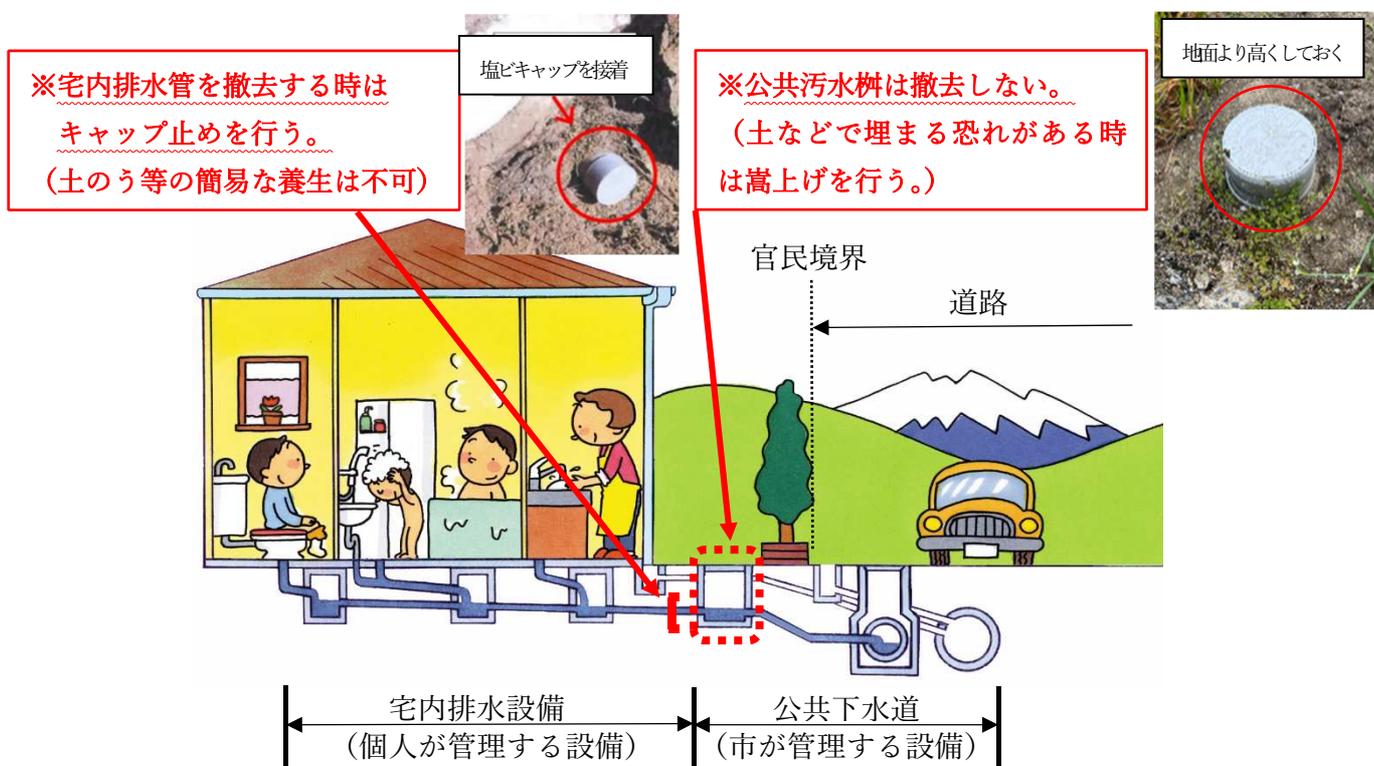
近江八幡市水道事業所

平素は近江八幡市下水道行政にご協力いただき、お礼申し上げます。

近年、個人の敷地内に設置されている『公共汚水柵』が建物解体工事の際に撤去されて『公共汚水柵』の所在が不明となる、宅内排水管の撤去時にキャップ止め等の処理がされずに下水道管路内に土砂が流入するといった事例が増えています。

『公共汚水柵』を誤って破損・撤去した場合、キャップ止めをせずに下水道管路内に土砂を流入させた場合は、復旧費用や清掃費用を負担していただくこともございますので、建物解体工事の際は以下の点にご注意いただき工事を実施されるようよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せをお願いします。



### ・公共汚水柵とは

官民境界から1 m以内に設置されている市が管理する汚水柵です。

汚水柵の蓋には【おうみはちまんし】または市章【】が表記されています。

（旧安土町区域では【】が表記されています。）



塩ビ製公共汚水柵  
（直径20cm 塩ビ蓋）



コンクリート製公共汚水柵  
（直径30cm コンクリート蓋）